様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　3月　11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃおむにつだ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社オムニツダ  　　　　（ふりがな） つだ　やすゆき  （法人の場合）代表者の氏名 津田　康行  住所　　　　　　　　　〒４６０－００１１  名古屋市中区大須４丁目９番地２１号  法人番号　２１８０００１０３５０５０  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」 | | 公表日 | 2024年11月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社サイトにおける下記URL「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」内【DX推進の基本方針】、【情報処理技術の活用の方向性】  <https://omni-tsuda.co.jp/digital-transformation> | | 記載内容抜粋 | 【DX推進の基本方針】  デジタル技術を活用して、レガシーシステムと呼ばれる旧態データシステムを刷新。業務効率を高めるとともに、顧客満足度の向上を目指します。  【情報処理技術の活用の方向性】  1. デジタル化による生産性向上と業務効率化の促進  省力化と省人化の取り組み  （ITツール等を導入し、ペーパレス化や各部門との連携強化）  2. 付加価値向上のためのデータ活用を推進  データの収集、保存、処理、分析、有効活用  （顧客情報、販売、市場情報、マーケティング情報の活用）  デジタル技術の進化とともに変化するお客様のニーズに迅速に対応し、より高いサービス提供とお客様満足度の向上のため、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していきます。  サービスの付加価値向上のため、データを活用してデジタルマーケティングに活かし、顧客とのつながりを強化し新たなビジネスチャンスを創出します。  デジタルトランスフォーメーションを通じて、お客様に更なる価値を提供し、競争力を高め、より高次元のサービスを提供することを目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は代表取締役を含む取締役会による決定のうえ、公表されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」 | | 公表日 | 2024年11月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社サイトにおける下記URL「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」内【DX戦略】  <https://omni-tsuda.co.jp/digital-transformation> | | 記載内容抜粋 | 【DX戦略】  当社では、DXの取組内容を３つの事業に分けたロードマップを作成し、社全体を上げたDX推進を進めて参ります。  製造事業においては、当社の強みである短納期を更に強化するために、お客様のご発注から、受注、製造、品質管理、出荷に渡る社内システムのデジタル化を推進します。  輸入事業においては、年々多岐に渡る商品群やお客様のご要望の集積分析により、お客様に過不足なくスムーズな商品供給を可能とするデジタル化を推進します。  不燃事業においては、これまでFace to Faceで営業と設計業者様の打合せで確定実現されていたデザイン、商品スペックをデジタル技術を活用した更に高次元の意志共有を目指します。  【ロードマップ】  ・製造事業  受発注デジタル化高速化推進→データ集積需要予想製造効率化→高速で最適安定品質の製品提供  ・輸入事業  社内システムの横断的な統合により迅速な対応→需要・現地状況等トレンド可視化→オンタイムでの情報ご提供ご仕入効率化  ・建材事業（不燃関連事業）  施行事例やＷＥＢカタログ等ＷＥＢ資料の充実→ＷＥＢ上でのデザイン確認検討システムの導入→デザイン検討製造出荷までの多様化高速化  ▼OMNI DX戦略　OMNIBUS▼  受発注・高速化→短納期・安定品質→実績データ・集積分析→御提案・ツール充実→需要・把握→受発注・高速化  ＜補足＞  ・社内システム等をデジタル化することで、横断的な統合が可能となり、業務の効率化と残業時間の削減、生産性の向上を図ります。  ・受発注のデジタル化による短納期化、及び年々多岐に渡る商品群やお客様のご要望の集積分析により、お客様に過不足なくスムーズな商品供給を可能とするデジタル化の推進をすることで、顧客満足度の向上を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記内容は代表取締役を含む取締役会による決定のうえ、公表されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社サイトにおける下記URL「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」内【DX推進体制の構築】、【人材育成・獲得】  <https://omni-tsuda.co.jp/digital-transformation> | | 記載内容抜粋 | 【DX推進体制の構築】  マーケティング部門にDX推進担当者を配置し、実務執行総括責任者である代表取締役が責任者としての役割を担い、社全体でDX推進の取り組みを進めています。経営会議によりDX推進の具体的な方針を決定し、その決定に従いDX推進担当者が組織を横断して各戦略の実行を行っております。  【人材育成・獲得】  ・ITスキル向上のための社内勉強会の開催  ・業務システムの保守管理・セキュリティマネジメントができる人材の育成  ・DX推進のマニュアル、規定等の整備・周知・運用  ・IT人材の積極的な登用 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社サイトにおける下記URL「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」内【DX戦略に向けた環境整備】  <https://omni-tsuda.co.jp/digital-transformation> | | 記載内容抜粋 | 【DX戦略に向けた環境整備】  ・データ収集・分析に必要なソフトウェアの導入  ・効率化を図るため、古くなったハードウェアを最新機器に取替る  ・生産管理システムの機能改善・改修  ・社内ペーパーレス化の推進  ・受発注のデジタル化  ・社内システムの統合  ・Ｗｅｂ上でのデザイン確認検討システムの導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」 | | 公表日 | 2024年11月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社サイトにおける下記URL「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」内【成果指標】  <https://omni-tsuda.co.jp/digital-transformation> | | 記載内容抜粋 | 【成果指標】  戦略の達成状況を図る指標については、以下の項目に設定し、達成度を管理します。  定期的にDX推進会議を開き、現状と課題について確認します。  ・残業時間の削減  ・定期的な顧客満足度調査の実施 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月1日 | | 発信方法 | 当社サイトにおける下記URL「株式会社オムニツダ　ＤＸへの取り組み」内【代表からのメッセージ】<https://omni-tsuda.co.jp/digital-transformation> | | 発信内容 | 【代表からのメッセージ】  昨今、インターネットを活用したデジタル化サービスの流通普及が進む中、新しいデジタル技術や革新が経済社会に大きな変化をもたらしています。IoTや、AI、ロボットなどの新技術はデジタル業分野のみならず、弊社のような製造業者や輸入業務においても様々な革新を生み出し続けております。この変化の波に遅れることなく、進んでいくためにはデジタル技術の活用、および DX の推進が必須だと考えております。  技術革新を積極的に取り入れ、社内システムの統合/効率化を行います。また、お客様への情報提供、御提案ツールを多様化し、まるでオムニバスのように、多様な商材、事業をひとつにまとめより早く、より効率的に、より高次元のサービス提供を目指して参ります。  2024年11月1日  株式会社オムニツダ  代表取締役　津田　康行 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX 推進指標」による自己分析を行い、所定フォーマットの資料を申請時に添付した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 自社ＨＰにて、「SECURITY ACTION」制度に基づき、二つ星の自己宣言を行っております。  中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で現在の自社のセキュリティ対策状況を把握し、情報セキュリティ基本方針を定め、自社HPにて外部向けの公開を実施した。  自己宣言ID：41036481272 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。